医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院情報システム運用管理規程

（目的）

第 **1** 条　この規程は、医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院(以下「病院」という。)における診療シス テム及びその他の情報システムの安全かつ合理的な運用を図り、併せて、法令に基づき保存が義務づ けられている診療録(診療諸記録を含む。)(以下「保存義務のある情報」という。)の電子媒体による 運用の適正な管理を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 **2** 条　病院情報システムとは院内ＬＡＮで接続された電子カルテシステム、医療事務システム、部門 システム及び院内ＬＡＮで接続された各部署の端末・端末接続機器及びその他のシステムのことをいう。

2 病院情報システムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用管理するものとする。

(1)　保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。

(2)　病院情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。

(3)　病院情報システムへのコンピュータ・ウィルスの侵入及び外部からの不正アクセス、不正な内部 からの持出しに対しては、それを防ぐ為の対策を講じる。

(4)　アプリケーションソフトのインストールは、業務処理に必要なもののみとし、それ以外のインス トールを禁止するとともに、外部記録機器との接続を禁止する。

(5)　接続機器等については、物理的に固定し、盗難・紛失による個人情報の漏出防止に努める。

3 院内ＬＡＮで接続するシステムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用するものとする。

(1) システムへのコンピュータ・ウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対しては、セキュリ ティソフトを導入するなど必要な対策を直ちに講じる。

(2) アプリケーションソフトのインストールは、業務処理に必要なもののみとし、それ以外のインス トールを禁止するとともに、フロッピー、USB メモリ等との接続を禁止する。

(3) 接続機器等については、物理的に固定し、盗難による個人情報の漏出防止に努める。

4 鵬友会が所管する接続機器及びシステムについては、鵬友会の責任において運用管理する。

(病院情報システムの管理傳制)

第 **3** 条 病院情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置き、管理体制は別に示すとお りとする。

(1) 病院情報システムの管へ|_者(以下「システム管理責任者」という。)を置き、病院長が指名 した者を充てる。

(2) 病院情報システムの運用管理者(以下「運用責任者」という。)を置き、システム管理責任者が指名する。

(3) 各部門システムの監視責任者(以下「監視責任者」という。)を置き、各部門の長をもって充てる。

(システム管理責任者)

第 **4** 条 システム管理責任者は、病院情報システムの管理・運営を統括し、本規定を病院職員に周知す るとともに、規程に基づき作成された文書を閲覧に供し保管する。

(運用責任者)

第 **5** 条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 病院情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管 理責任者に報告する。

(2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるよう各部門に周知する。

(3) 病院情報システムの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。

(4) 利用者に対して、病院情報システムの完全な運用に必要な知識及び技能を研修する。

(5) 病院情報システムと外部システムとのデータの連携に関して、システム管理責任者の承認を得る。

(監視責任者)

第 **6** 条 監視責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 部門システム及び接続機器の内容に変更が必要な場合は、運用管理者の承認を得る。

(2) 部門システム及び接続機器に問題が生じた場合は、直ちに運用管理責任者に報告する。

(3) 個別に接続された機器へのコンピュータ・ウイルス及び不正アクセスに対する対策を講じる。

(病院情報システム会議)

第 **7** 条 病院情報システムの安全かつ合理的な運用を図るため、病院情報システム会議(以下「システ ム会議」という。)を置く。

2 システム会議に関する事項は別に定める。

(利用者の定義と責務)

第 **8** 条 病院情報システムを利用できる者は、次の各号に掲げる利用資格者のうち、システム管理責任 者が利用を許可した者とする。

(1) 病院職員

(2) システム管理責任者の許可を得た者

(3) その他システム管理責任者が必要と認めた者

2 利用者の職種等により、別に掲げる利用制限が課せられる。

3 利用者は次の責務を負う。

(1) 病院情報システムの利用にあたっては、利用者認証に関する情報(以下「ID 及びパスワード」という。) を取得するために、個人情報保護に関する誓約書(様式 1)に署名押印すること。

(2) 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない。

① 利用者は、病院情報システムを使用する際に必ず自己の認証を行う。

② 利用者は、ＩＤ及びパスワードを他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でＩＤ及びパスワードを管理してはならない。

③ 利用者が正当な ID 及びパスワードの管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、そ の利用者が責任を負う。

④ パスワードついては定期的に変更を行うこと。

(3) 病院情報システムから個人を特定できる情報を取り出す場合、患者の個人情報を保護するため、 事前にシステム管理責任者の許可を得なければならない。 ただし、診療の現場で、診療の必要 に応じて、患者及び患者家族、あるいは、本人の承諾を得て第三者に提供する情報はこの限りで はない。

(4) 研究・教育・研修を目的に、担当部署以外の多数症例の情報を取り出す場合には、システム管理者の許可を必要とする。

(5) 病院情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告 しなければならない。

(6) 利用者が病院情報システムの利用資格を失った場合及び利用しなくなった場合並びに利用状況 に変更があった場合には、運用責任者及び監視責任者に速やかに報告しなければならない。

(7) 利用者は、運用責任者が実施する運用指針及び安全性についての研修を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を理解し、遵守しなければならない。

(診療情報の開示)

第 **9** 条 診療情報の開示に関しては、特定医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院診療情報の提供に関する指針 及び診療情報の提供についてのご案内(医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院診療情報開示の規定)を別に定める。

(病院情報システムの監査)

第 **10** 条 病院情報システムの運用管理状況等についての監査を実施するため、システム管理責任者が 監査責任者を指名する。

2 システム管理責任者は、監査責任者に監査を依頼する。

3 監査責任者は、システム管理責任者の承認を得て、監査担当者を選任することができる。

4 監査責任者は、病院情報システムの運用が安全かつ合理的に行われているかを監査し、問題解決の 改善策を提案するように努める。

5 監査は、定期的に実施し実地監査を原則とする。ただし、システム管理責任者が必要と認めた場合 は、臨時の監査又は書面による監査を実施することができる。

6 監査責任者及び監査担当者は、監査実施前に監査内容の計画を立案し、システム管理責任者の承認 を得るもとのとする。

(罰則)

第 **11** 条 監査の結果問題があった場合及び本規定に違反があった場合には、病院情報システムの利用 停止を行うこととし、停止期間等の内容については、管理運営委員会の議を経てシステム管理責任者が 決定する。

(雑則)

第 **12** 条 この規定に定めるもののほか、病院情報システムの運用管理に関し必要な事項は、システム 会議の議を経て、シ

ステム管理者が別に定める。

附則

1 この規定は、令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日から施行する。

2 第 **3** 条に定めるシステム管理責任者は、個人情報保護管理責任者をもって充てる。

3 第 **8** 条に定める「利用制限」や「利用者認証に関する情報の取得」については、システム管理責任者と監視責任者が協議のうえ定めるものとする。

	役職	氏名
病院情報システム管理責任者	事務部長	福島洋平
病院情報システム運用責任者	事務部長	福島洋平
部門システム監視責任者	副病院長	麦倉光哉
部門システム責任者		各部門の長

2024.4.1 現在